

格安通話定額サービス利用規約

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、「格安通話定額サービス」に関する利用規約（以下、「本規約」といいます。）を以下の通り定め、本規約に同意する Smart Mobile Phone スマモバ音声通話付きプランに関する利用規約の契約者（以下「利用者」といいます。）に対し、格安通話定額サービスを提供します。

第 1 条（適用）

1. 本契約は、利用者が本規約を格安通話定額サービスの利用契約の内容とすること、かつ本規約での取引に同意するものとし、利用者と当社との間における一切の関係について適用されるものとしします。
2. 当社が格安通話定額サービスを提供又は運営するために開設する Web サイト、アプリケーション上において随時掲載する規約、注意事項等は、本規約の一部を構成するものとしします。
3. 本規約は、Smart Mobile Phone 利用規約（音声通話機能付 SIM カード版）（以下「スマモバ規約」といいます。）の一部を構成し、スマモバ規約に規定する「本サービス」及び「音声通話機能」に関する規定が適用されるものとし、本規約に規定がない事項は、スマモバ規約が適用されるものとしします。なお、本規約とスマモバ規約との間に矛盾が生じた場合、本規約がスマモバ規約に優先して適用されるものとしします。

第 2 条（サービスの内容）

1. 格安通話定額サービスは、利用者の音声通話機能の利用に関し、通話料金（国内）を 1 分間分割り引くサービスです。
2. 格安通話定額サービスの対象となる音声通話に係る通話時間は、スマモバ規約第 10 条第 1 項の規定による時刻から起算して、1 分間としします。
3. 利用者が利用できる格安通話定額サービスの対象となる通話の回数は、1 日（暦日の 0 時から 24 時までの 24 時間）につき 50 回以内としします。なお、1 度通信が開始し、1 分以内に当該通話が終了した場合、終了理由の如何にかかわらず、当該通話を 1 回とカウントいたします。
4. 格安通話定額サービスの解約、一時休止等をされた場合、格安通話定額サービスの適用は当月利用分をもって終了します。
5. 外国への通信に係るもの、当社が別途指定する電話番号への通話等については、格安通話定額サービスの対象外としします。

第 3 条（基本使用料等）

1. 基本使用料は、月額 398 円（税別）としします。
2. 利用者は、格安通話定額サービスの基本使用料は、所定の支払期日までに支払うものとし

ます。

3. 利用者のスマホ規約に基づく通話料金は、スマホ規約の規定にかかわらず、スマホ規約の基本使用料（月額）より2ヶ月遅れて請求が行われるものとします。

第4条（提供の中断）

当社は、スマホ規約に規定する他、利用が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 通信の媒介、転送機能の利用、または当社以外の電気通信事業者が提供するサービスへの接続などで通信による直接収入を得る目的での利用。
- (2) ソフトウェアやコンピュータプログラミングなどを用いて自動的に発信された通話。
- (3) 通話以外の用途において利用する通信。

付則

この規約は平成28年9月16日から実施します。